

**沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業（事業スキーム再検討調査業務）
委託業務仕様書**

1 事業の目的

沖縄県は、離島における定住条件の整備を図るため、平成24年度から離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業（以下「本事業」という。）を実施している。

平成28年度は本事業を実施して5年目となることから、これまでの課題等を整理し、課題解決に向けた調査及び事業スキームの再検討を行うことで、今後の事業継続の制度設計を行う。

2 業務名

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業（事業スキーム再検討調査業務）

3 契約期間

契約締結の日から平成29年1月31日まで

4 契約金額（公募の段階では見積金額）

委託業務に係る契約額は、9,720,000円（消費税及び地方消費税を含む金額）以内とする。

5 業務内容

(1) 航空路における下記の課題の整理及び課題解決に向けた調査

①複数の航空会社が就航している路線に対する事業スキーム

那覇－宮古路線、那覇－石垣路線など、複数の航空会社が就航している路線において、価格競争が無い場合（利用者から選択肢が無い場合）のみ本事業を適用している現行の事業スキームの課題の整理を行い、課題解決に向けた調査を行う。

②新規又は格安航空会社が就航した場合の事業スキーム

就航便数が少ない新規又は格安航空会社（以下「新規航空会社等」という。）が就航した場合において、価格競争が発生したことをもって、本事業の適用を保留している現行の事業スキームの課題の整理を行い、課題解決に向けた調査を行う。

③小規模離島における交流人口に対する事業スキーム

小規模離島における交流人口において、離島住民等に対する負担軽減と同様に当日でも購入出来る往復割引としている現行の事業スキームの課題の整理を行い、課題解決に向けた調査を行う。

(2) 航路における下記の課題の整理及び課題解決に向けた調査

①交流人口を含めた事業スキーム

航路において、交流人口を含めていない現行の事業スキームの課題の整理を行い、課題解決に向けた調査を行う。

(3) 事業スキームの再検討

上記の(1)及び(2)の課題の整理及び課題解決に向けた調査内容の分析を行い、他都道府県（先進国を含む）の先進事例等を踏まえ、事業スキームの再検討を行う。

(4) その他委託業務に必要な調査等

上記の(1)～(3)に必要な調査等（航路事業者、航空事業者又は市町村などへのヒアリング等）のほか、上記の(1)～(3)以外で本事業の課題があれば、必要な調査等を行う。

6 業務の実施体制等

(1) 実施体制の構築

委託業務を実施するため、委託業務に従事する正副3名以上の担当者を配置し、委託業務に係る統括及びその他の事務について、十分な実施体制を構築すること。

(2) 委託業務に必要な打ち合わせ会議

委託業務の円滑な遂行等を図るため、原則、月2回以上、県と打ち合わせ会議を行うこと。

7 成果品

(1) 調査報告書 50部（100ページ程度）

(2) 調査報告書（概要版） 50部（20ページ程度）

(3) 上記(1)及び(2)の電子ファイル 一式

8 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三社の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通政策課の許可を受けないで、委託業務に係る成果品を、他に公表、貸与、使用してはならない。

9 その他

本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上、決定する。